



報道発表資料

報道関係者 各位

令和4年10月27日(木)

【照会先】

山形労働局労働基準部監督課
監督課長 松岡 隆夫
主任監察官 阿部 晃

電話 023-624-8222

FAX 023-624-8345

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めていただくため、毎年11月に実施しています。

月間中、山形労働局(局長 小森 則行)では、県民の皆様への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを実施します。

【取組概要】

1 県民への周知・啓発

・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します。

◎日時：11月24日(木) 13:30～15:30

◎場所：山形ビッグウイング 4階 中会議室(山形市平久保100番地)

◎内容：・基調講演「業界、業種を越えて考える、
ワークライフバランスの実現」

一之瀬 幸生 氏(セントワークス株式会社)

・取組事例紹介「中小企業の過重労働対策

～中小企業だからこそできる公的支援を利用した取組～

大江 藤之 氏(株式会社サニックス 経営企画部 部長)

・遺族からの声

◎定員：80名(要事前申込)

[URL] <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

・ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施

2 過重労働解消キャンペーン(概要は別紙のとおり。)

過労死等につながる過重労働などへの対応として、過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導や、過重労働に関する全国一斉の無料電話相談「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施します。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

※ 同期間に「しわ寄せ防止キャンペーン」も実施します。リーフレットをご覧ください。

令和4年度過重労働解消キャンペーンの概要

山形労働局

1 実施期間

令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、山形労働局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発の協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を要請します。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

山形労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて紹介します。

（3）過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた事業場については、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4) 相談や情報提供をお受けします

以下により相談や情報提供をお受けします。また、11月第1週（11月1日・2日・4日・5日）を「過重労働相談受付集中期間」とし、過重労働解消に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を集中的に受け付けます。

ア 山形労働局又は最寄りの労働基準監督署 (8:30～17:15)

※11月5日(土)を除く

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう

[フリーダイヤル] 0120-811-610

[相談受付時間] 月～金 17:00～22:00、土・日 9:00～21:00

[URL]<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(5) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

過重労働相談受付集中期間の最終日にフリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、相談に対する助言等を行います。

[フリーダイヤル] 0120-^{なくしましょう}794-^{長い残業}713

[実施日時] 令和4年11月5日(土) 9:00～17:00

(6) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民の皆様にも周知を図ります。

(7) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

[URL]<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>